

食物アレルギー対応マニュアル  
(保育園・幼稚園)

令和4年12月

糸魚川市教育委員会

# 目次

## I 食物アレルギー対応の基本的な考え方 . . . P2

- 1 食物アレルギー対応の基本方針
- 2 食物アレルギーとは

## II 食物アレルギー対応マニュアル . . . P3

- 1 園内体制について
- 2 園活動（園給食以外）における食物アレルギー対応
- 3 園給食における食物アレルギー対応
- 4 給食時の対応（献立作成～提供まで）
- 5 園給食で提供しない食品にのみアレルギーをもつ園児の取扱い

## III 緊急時の対応 . . . P14

## IV 参考資料

- 保育園等におけるアレルギー疾患生活管理指導表

# I 食物アレルギー対応の基本的な考え方

## 1 食物アレルギー対応の基本方針

食物アレルギーを有する園児であっても、他の園児と同じように給食時間や園生活を安全かつ楽しんで過ごせることを目指し、次の基本方針を定める。

- (1) 食物アレルギーを有する園児にも、給食を提供する。そのためにも、「安全性」を最優先とし、調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- (2) 食物アレルギー対策委員会等を園内に設置し、園児の食物アレルギーに関する情報を集約するなど組織的に対応する。
- (3) **医師の診断**による「保育園等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」、または「食物アレルギー対応指示書」の提出があること。
- (4) 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- (5) 緊急時対応のための体制づくりと研修実施及び関係機関との連携を図る。

## 2 食物アレルギーとは

私たちの体には、細菌やウイルスなどの病原体の侵入から体を守る「免疫」という働きがある。ところが、この免疫が有害な病原体ではなく、本来無害なはずの食べ物や花粉などに過敏に反応して、私たち自身を傷つけることがあり、これを「アレルギー反応」と呼んでいる。

食物アレルギーは、食物を食べたり、触ったり、吸い込んだりした時に、体に起こる有害な反応のうち、免疫システムが働いているものと定義されている。

## Ⅱ 食物アレルギー対応マニュアル

### 1 園内体制について

#### (1) 園内食物アレルギー対策委員会の設置

園内で食物アレルギー対策委員会を設置し、食物アレルギーを有する園児に対し、園給食等における適切な対応を検討し、全職員が共通理解を図り、以下の取組を行うことにより、安全な園生活管理を行う。

#### 1 基本構成員

園長（総括責任者）、園長代理、栄養士、担任及び関係職員、調理員 等  
（必要に応じて） 教育委員会、園医、主治医、延長保育の担当者 等

#### 2 開催

園長が、必要に応じて構成員を招集し、委員会を開催する。

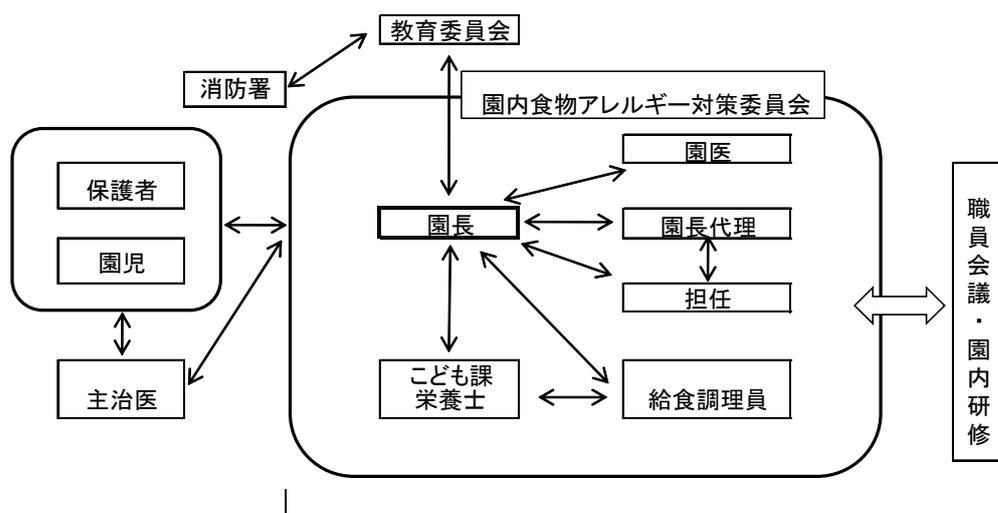
〈園における開催例〉

- ・1月：新年度に向けて新入園児及び在園児の対応の決定をする。
- ・4月：新体制の職員で対応の確認をする。
- ・随時：対応の変更があったときに確認をする。

#### 3 役割

- (1) 食物アレルギーを有する園児の健康管理や対応について検討する。
- (2) 全職員で共通理解を図る。
- (3) 個々の園児の「個別の取組プラン」を作成する。
- (4) 園内外の支援体制や救急体制を整備するとともに、緊急時の対応を行った場合には事後の検証、改善を行う。
- (5) 園内研修の計画、実施
- (6) 取組を評価、検討し、「個別の取組プラン」の改善を行う。

《関係機関との連携体制づくり 例》



(2) 職員等の役割

職種	役割	具体的な役割分担
管理職 (園長、園長代理)	<p>総括責任者</p> <p>園児の健康状態の把握と集約</p> <p>園医や主治医との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「食物アレルギー対策委員会」の設置、開催</li> <li>○食物アレルギー対応の基本方針を示し、全職員へ周知する。</li> <li>○保護者との面談の際に、園としての基本的な考え方を説明する。</li> <li>○職員への指導、研修             <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員がアレルギー症状や対応に共通理解がもてるように、園内研修を毎年定期的・計画的に行う。</li> <li>・職員に対し必要な研修の機会を与え、食物アレルギーに関する正しい知識をもち、誰もが迅速かつ適切な対応ができるようにする。</li> </ul> </li> <li>○食物アレルギーのある園児の調査・把握</li> <li>○食物アレルギーに関する調査票の管理 (プライバシーの保護に留意しつつも、<u>所定の場所に保管し、いつでも職員が見て対応できるように整備する。</u>)</li> <li>○保護者と面談し、アレルギーの状況や対応方法等の情報を収集する。</li> <li>○「個別の取組プラン」の作成、職員との情報共有</li> <li>○緊急時薬の管理             <ul style="list-style-type: none"> <li>・内服薬、エピペン®の取り扱いや保管場所も職員に周知する。</li> </ul> </li> <li>○事故発生時には、応急手当の中心となり、迅速かつ適切な対応をする。</li> <li>○主治医や園医と連携し、緊急時対応を事前に確認する。</li> <li>○緊急時（アレルギー症状発症時）のリーダーとなる。</li> <li>○他機関との連携窓口となる。</li> </ul>

担任 関係職員	園生活における配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「食物アレルギー対策委員会」に参画する。</li> <li>○保護者と面談し、アレルギーの状況や対応方法等の情報を収集する。</li> <li>○把握している情報を職員と共有する。</li> <li>○給食や園生活全般の活動について配慮を行う。</li> <li>○給食対応の内容について、本人が理解できるよう指導し、誤食や体調の変化を感じた時の対応について指導する。</li> <li>○他の園児に食物アレルギーについて正しく理解できるよう指導する。</li> <li>○給食時の座席配置等について配慮する。</li> <li>○安全な配膳方法についてクラス全体に指導し、配膳状況を確認する。</li> <li>○給食以外の活動で使用する教材や、園行事における安全性に配慮する。</li> <li>○事故発生時には迅速かつ適切な対応をとる。</li> <li>○他の園児への食物アレルギーに関する正しい知識・理解の指導</li> </ul>
調理員	安全な給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「食物アレルギー対策委員会」に参画する。</li> <li>○保護者と面談し、アレルギーの状況や対応方法等の情報を収集する。</li> <li>○園内での食物アレルギー対応給食を安全に提供できるように担任や栄養士等と連携を図る。</li> <li>○食物アレルギーを有する園児の実態を把握する。</li> <li>○安全な給食の管理運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・混入事故のない調理の管理</li> <li>・調理員との連携や教育</li> <li>・配膳前に除去・代替食の確認</li> </ul> </li> </ul>
栄養士	安全な給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「食物アレルギー対策委員会」に参画する。</li> <li>○食物アレルギーのある園児の調査・把握（一覧表の作成）</li> <li>○保護者と面談し、アレルギーの状況や対応方法等の情報を収集する。</li> <li>○「個別取組プラン」の作成</li> <li>○保護者への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な献立表を作成し、保護者に配付する。内容を確認し、給食対応を再確認する。</li> <li>・アレルギーの状況等により、保護者と面談を行う。</li> </ul> </li> <li>○給食対応の内容について、職員に情報周知する。</li> <li>○対応内容が明らかになるように、確認表や表示等を作成し、確実に運用する。</li> </ul>

※ただし、役割分担については、園の人員配置の状況により、食物アレルギー対策委員会で調整する。

## 2 園活動（園給食以外）における食物アレルギー対応

### (1) 園内における活動

#### ア 園内活動等

- ・食べ物を扱う活動を行う場合は、事前に食物アレルギーのある園児に影響がないか確認する。
- ・調理実習では、使用する食材や加工食品、調味料について商品のアレルギー表示を確認し、保護者にも伝え、使用可能かどうか確認する。
- ・対象園児が安全に参加できることを最優先する。アレルギーとの接触がどうしても避けられない場合は、できる限り安全な参加方法について保護者と話し合って決定する。

これらの配慮を通して、全体が食物アレルギーを理解し、他人を思いやる気持ちを育てる機会としていく。

### 《配慮すべき活動例》

アレルギー	配慮すべき活動例	アレルギー	配慮すべき活動例
小麦	小麦粘土、うどん、パン作り体験	そば	そば打ち体験
乳	牛乳パックを使った工作	大豆	豆まき、みそ作り
ピーナッツ	豆まき、落花生の栽培		

#### イ 園庭等での運動

- ・食物依存性運動誘発アナフィラキシーを発症する園児については、主治医の判断に従い、アレルギーを含む食品の摂取や摂取後の運動は避ける。

#### ウ 清掃等

- ・アレルギーと接触しないように配慮する。  
(例：乳アレルギーのある園児にこぼれた牛乳の後始末などはさせない。)

### (2) 園外活動やその他のイベント

食物アレルギーのある園児が、他の園児と同じように園外活動ができるように、活動内容や食事内容を検討する。

ア 施設や昼食場所での食事内容について、献立表を取り寄せるなどして保護者に情報を提供し、確認してもらう。

イ 活動の内容を事前に保護者に伝え、配慮事項や緊急性の具体的な対応について確認しておく。

### 《具体的な場面での対応例》

#### ア 遠足

- ・弁当や菓子類は友達同士での交換に注意する。(全体指導)
- ・普段食べたことのない菓子、弁当は持ってこない。(アレルギー対応園児への保護者指導)

#### イ 親子旅行等

- ・旅行業者を通して、昼食提供者や施設での食事内容の確認、除去・代替が可能かどうかの確認、検討をする。

- ・事前に現地の医療機関へ連絡し、緊急時の対応について協力を要請しておく。
- ・病歴ノートやお薬手帳を持参する。
- ・そば殻枕の使用禁止（そばアレルギー）
- ・内服薬、エピペンの管理方法について確認しておく。

### 3 園給食における食物アレルギー対応

#### (1) 給食でのアレルギー食対応の実施基準

園給食でアレルギー対応食の実施をするには、必ず以下の要件を満たしていること。

- 1 医師の診断・検査により「食物アレルギー」と診断され、医師から特定の食物に対する対応の指示があり、「保育園等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」または様式2-4「食物アレルギー等対応指示書」（以下、「診断書」という。）の提出があること。  
(原因食物の特定ができない場合には対応できない。)
- 2 継続して対応が必要な場合は、年に1回は医師の診察を受け、最新の診断書の提出があること。
- 3 家庭でも該当原因食品の除去を行っていること。

※1 基本的に園児や親の嗜好や食への考え方という理由での対応はできない。成長を妨げるような不要な食事制限をなくすことも必要である。

※2 園給食では基本的に提供されない食品にのみアレルギーを有する園児の取扱いについては、「5(1)(2)」（P13）に記載する。なお園給食で提供されない食品は「4(1)②」（P11）を参照すること。

#### (2) 保護者への依頼事項（保護者から子どもへ伝えてもらうこと等）

- ア 保護者から子どもに対して、自身が食物アレルギー体質であることを十分に理解させる。（給食の食べ方、食事制限が必要なこと等）
- イ 医師からの指示内容を分かりやすく子どもに説明する。
- ウ 食物アレルギーのために食べられない給食は、事前に子どもと一緒に「食物アレルギー対応連絡表」等を確認し、事前に何が食べられないか、何を注意するか子どもに話しておく。
- エ 毎朝、給食での対応を確認してから登園させる。
- オ 万が一、園で具合が悪くなったときは、すぐに担任等へ申し出るよう伝えておく。
- カ 薬等を園に持参する場合は、管理及び使用方法について、事前に園に十分説明する。

#### (3) 給食での対応と配慮すべき点

園給食での食物アレルギー対応は、可能な範囲での除去食や代替食の提供、弁当持参等がある。対応の方法は、園の状況（アレルギー対応を必要とする園児数、対応が必要な食品の種類、調理施設、設備等の状況）を勘案し、判断する。事故を未然に防ぐためにも、無理な対応はしない。

なお、対応にあたっては、対象園児の保護者との連絡を密にして、成長に合わせた適切な対応を行う。また、園給食は大量調理であることを保護者に説明し、対応には限界があることなども保護者に理解してもらうよう努める。

#### ア 弁当対応を考慮する者

以下の(ア)～(カ)のいずれかに該当する場合は、安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮する。

アレルギーの原因食物を特定できない場合は、園給食で何を除去・代替対応とするか判断できないため、弁当対応とする。

- (ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- (イ) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。
- (ウ) 給食における使用頻度の高い3品目以上の食物除去が必要

※使用頻度の高い食物

鶏卵、乳、魚(イカ・タコ・貝は含まない。)、大豆、小麦、ゴマ、肉類、米

- (エ) 食器や調理器具の共用ができない。
- (オ) 油の共用ができない。
- (カ) その他、上記に類似した園給食で対応が困難と考えられる状況

#### イ 対応レベル

給食の提供におけるアレルギー対応には、以下のような種類がある。

対応レベル	内 容
※レベル1 詳細な献立表 対応	詳細な献立表による対応 園給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前配布し、それを元に保護者や担任などの指示、もしくは園児自身の判断で園給食から原因食物を除去しながら食べる対応
レベル2 弁当対応	「除去食」または「代替食」対応を実施している中で、除去が困難で、対応が出来ない場合に通年、弁当を持参
レベル3 除去食対応	原因食物を給食から除いた給食を提供する。
レベル4 代替食対応	除去した食物に対して何らかの食物を代替または除去して提供

※レベル1：学校での対応のため、園では実施しないこととする

#### (4) 対応園児の把握

##### 新入生

入園説明会等で、保護者全員に【様式1-1】「園における食物アレルギー対応について」および【様式1-2】「園における食物アレルギーに関する調査票」を配付し、園での食物アレルギー対応について周知する。

【様式1-2】は、園用品の注文書等とあわせて全保護者から提出してもらう。

対応を行う保護者に対して、【様式3】「食物アレルギー対応を実施するにあたって」、【様式2-1】「食物アレルギー対応実施依頼書」、【様式2-2】「食物アレルギー原因食物一覧表」の記入を依頼する。

あわせて、診断書を保護者に渡し、医療機関に持参し、受診するよう伝える。  
受診後、【様式2-1】、【様式2-2】および診断書の提出を求め、面談日の調整をする。

※なお、医師に診断書を求める際には、【様式2-2】をあらかじめ記載してから受診するよう、保護者に依頼する。

### 在園児

現在、対応している園児で、継続した対応が必要な場合は、【様式8】「食物アレルギー対応継続確認のお願い」および診断書を保護者に配付する。診断書の提出及び【様式2-1】「食物アレルギー対応食実施依頼書」の記入を依頼する。

在園中に新たに給食で食物アレルギー対応が必要となった場合は、新入生の対応に同様とする。

### ア 保護者との面談のポイント

#### (ア) 確認事項

現状を把握するため、食物アレルギーの診断と、これまでに経験したアレルギー症状の様子について確認する。

- ① 診断の内容
- ② 医療機関への受診状況
- ③ 過去に発症した具体的なアレルギー症状
- ④ 家庭での食事状況や対応
- ⑤ 園生活において配慮すべき事項
- ⑥ 緊急時の対応
  - ・園に持参する薬剤の有無。保管方法、使用するタイミング。
  - ・保護者への連絡方法。
  - ・緊急時の医療機関への連絡・受診方法。

#### (イ) 保護者へ説明し、理解を求めること。

- ① 診断書に基づき、医師が記載した食品のみについて対応を行うこと。
- ② 大量調理を実施している給食の供給体制を説明し、対応できること、できないことを示す。
- ③ 対応ができない場合の弁当持参の必要性を説明する。
- ④ 情報共有およびクラスへ「食物アレルギー対応連絡表」を掲示することへの同意を得る。

### 新入児

面談を園の関係職員（管理職、栄養士、調理員等）と保護者とで行う。診断書と【様式4】「個別の取組プラン」に基づき、保護者と対応について協議し、決定する。決定の際は、保護者から確認の署名をもらい、1部を保護者、1部を園保管とする。

面談の際には、保護者から食物アレルギーの詳細を聞き取り、【様式2-2】「食物アレルギー原因食物一覧表」の記入を依頼する。

### 在園児

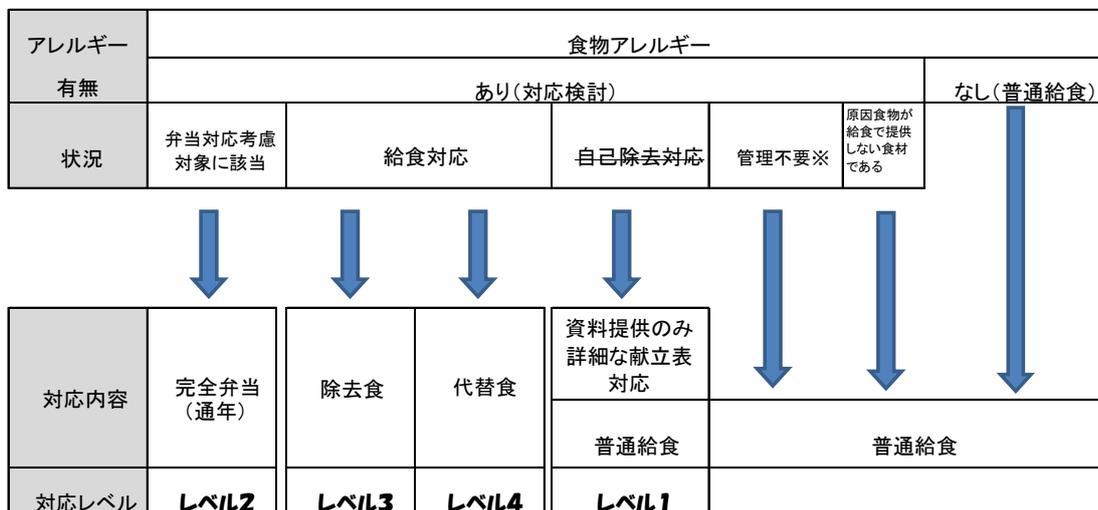
翌年度以降も継続して対応が必要な場合は、3月末までに保護者との面談を実施する。翌年度の対応方法等を検討・確認し、【様式4】「個別の取組プラン」を作成し、保護者から確認の署名をもらい、1部を保護者、1部を園保管とする。

(5) 対応方法の決定

食物アレルギーを有する園児への個々の対応方法については、園長が各施設の状況及び面談結果、提出書類を考慮し判断する。

園長は、食物アレルギー対策委員会を行い、対応方法の検討を行う。

なお、対応方法の区分の決定は園長が行う。



【対応レベル】

- レベル1 詳細な献立表対応
- レベル2 弁当対応
- レベル3 除去食対応
- レベル4 代替食対応

原因食物が給食で提供する食物だが、保育園等におけるアレルギー疾患生活管理指導表「保育園等での生活上の留意点」欄の「A 給食・離乳食」において、「管理不要」となっている。

(6) 職員及び調理員への周知及び教育委員会への報告

【様式5】「園生活における食物アレルギー対応者一覧表」を作成し、職員・調理員に周知し、教育委員会へ対応者の報告をする。

エピペン®を所持している園児がいる場合は、【様式6】「アドレナリン自己注射（エピペン®）所持情報提供書」を毎年度4月20日までにこども課に提出し、教育委員会から消防本部への情報提供を行う。

(7) その他

食物アレルギーが原因ではなく、乳糖不耐症や薬の服用のため特定の食物の摂取ができない場合には、【様式7】「特定食物除去等対応実施依頼書」の提出を保護者に求める。対応については、医師の診断に基づく。

## 4 給食時の対応（献立作成～提供まで）

(1) 献立作成

糸魚川市食物アレルギー対応基本方針に基づき、安全な給食提供を目的に、園や調理場の能力や環境（体制、人的・物理的環境等）、園児の食物アレルギーの実態を踏まえ作成する。

- ① 献立は分かりやすいものにし、一般的にその料理に使用されないような食品を入れるときは、使用食品がわかる献立名にする。

(例) ハンバーグ（チーズが入っている）→チーズ入ハンバーグ

② 糸魚川市の園給食で使用しない食品

基本の6品「ピーナッツ、そば、キウイ、くるみ、イクラ、生卵」

\* 在籍する園児が保有するアレルギーによっては、これ以外の食品を園独自の「園給食で使用しない食品」に定めることができる。当該園児が在籍しなくなった時点で、基本の6品に戻す。

\* 園独自の「園給食で使用しない食品」の指定及び除外にあたっては、教育委員会（給食担当課）と協議し、園内食物アレルギー対策委員会において決定する。

③ 「ちくわ、さつまあげ、かまぼこ、ハム、ベーコン、ウインナー等」の練り製品

練り製品は、つなぎとして卵成分を含まないもの、マヨネーズは卵成分を含まないものを選定する等の対応を考慮する。園児、保護者に対しては、安全性を確保するために、卵成分を含まない食品を選定していることを説明する。

④ アレルギー原因食品が重複しない配慮

アレルギー対応献立は、1メニューにつき1種類とする

(例) アレルギー対応除去食は1種類とする。

○献立名：中華丼の場合

○アレルギー対応者：えび2人、いか1人、ごま1人、たまご3人

○アレルギー対応除去献立：イカなし、エビなし、うずらたまごなし、ごま油なしの除去対応中華丼となる。

⑤ 「食物アレルギー対応連絡表」・「詳細な献立表」

栄養士等は、「食物アレルギー対応連絡表」・「詳細な献立表」を作成し、保護者・管理職がチェックをする。事前に食物アレルギーのある園児の保護者に確実に届くようにする。

「食物アレルギー対応連絡表」は、クラスで掲示する。対応がない月もクラスへ掲示し、保護者へ配付する。

予定以外の食材等を使用する場合は、管理職・担任に報告する。担任は該当園児の保護者に連絡をする。

<事前に連絡が取れない場合> 「代替はせず除去対応」とし、事後に必ず連絡をとること。

(2) アレルギー対応食の調理

作業開始前には、調理員全員で「食物アレルギー対応連絡表」を使って打合せを行う。

① 調理前

・当日の対応食の対応内容を確認する。アレルギー原因食物や調理方法などを把握したうえで、作業分担、作業動線、配膳方法等を確認する。

② 調理中

・調理方法、作業分担、作業動線等を確認しながら調理する。  
・食材、冷凍食品等の原材料に常に気を配り調理する。  
・調理器具や調理員の手指、作業着等を介した調理過程でのアレルギー原因食物の混入に注意する。  
・調理工程等に疑問点がある場合は、栄養士等に連絡・相談をする。

### ③ 調理後

- ・調理担当者は、「食物アレルギー対応連絡表」と対応食の内容を確認する。
- ・混入が起きないように、ラップ等で容器ごと包み、該当園児名等がわかるように食札等を添付する。
- ・飲用牛乳および主食の除去対応についても、食札等を添付する。

(食札例)

月 日	年 組 氏名
原因食品	卵
献立名	卵スープ
対 応	除去 代替
代替献立名	

- ・食物アレルギー対応食を提供する際のトレイは、色分けにより視覚的にも分かりやすくする。

(例)

- アレルギー対応：クリーム色
- 通常：ピンク色

- ・管理職または担任は、検食をして確実に食物アレルギー対応食となっているかを確認する。異常がある場合は、ただちに給食を止める。

### (3) アレルギー対応食の引き渡し

職員等は、以下の点に注意する。

- ① 「食物アレルギー対応連絡表」に記載の該当園児の氏名が書かれたラベルのついた対応食が、調理室から担任に引き渡されたか、間違いがないか確認する。異なる点、疑問点がある場合は、必ず栄養士もしくは調理員に確認する。
- ② 食物アレルギーの原因食品が該当園児の食器等に付着しないよう注意する。
- ③ 食物アレルギー対応食は、先に配膳する（未然防止）。
- ④ 食物アレルギーをもつ園児が給食当番をする場合、食物アレルギーを引き起こすと想定される食品に触れないように配慮する。
- ⑤ 「食物アレルギー対応連絡表」に基づき、アレルギー対応食が、確実に該当園児に配膳されたか確認する。また、「食物アレルギー対応連絡表」でチェックを行う。

### (4) 給食費について

- ① 食物除去食については、基本的に除去した食材の返金はしない。
- ② 弁当持参の場合は、給食費の徴収をしない。

### (5) その他

#### ① アレルギー原因食物混入の防止

- ・配膳用トングやお玉の取り扱い（使い回しの禁止）

食器具は、一度使用したら、違う料理と共用しないなど、日頃から園児に指導する。

- ② おかわり
  - ・食物アレルギー対応の園児は、対応食のある日に限り、原則、すべての料理のおかわりができない。また、対応食のない日でも、原則、担任を確認してからおかわりする。
- ③ 給食終了後
  - ・該当園児が体調不良等の異変を起こしていないか、十分留意する。
  - ・片付け中に該当園児がアレルギーに接触しないようにする（給食当番活動、牛乳パックを洗う時などの配慮）。
- ④ 弁当持参者への対応
  - ・対応可能な範囲で、給食用食器に移し替える場合は、担任が行い、アレルギーの混入等に留意する。また、弁当の保管場所や衛生管理に配慮する。

## 5 園給食で提供しない食品にのみアレルギーをもつ園児の取扱い

### (1) 提出書類及び面談

園給食では基本的に提供されない食品「4(1)②」(P11)についても園外活動等での対応が必要となるため、以下対応を行う。

- ① 当該園在園中の1回のみ、医師の診断書とともに【様式2-1】「食物アレルギー対応実施依頼書」の提出を保護者へ求め、対応にかかわって面談を行う。
- ② 対応に変更が生じる場合は、最新の医師の診断書とともに【様式2-3】「食物アレルギー対応変更・解除届」の提出を保護者へ求め、面談によって対応の変更等について決定する。変更の有無は、個別の取組プランによって確認する。

### (2) 個別の取組プラン

個別の取組プランを作成し、当該園在園中の1回のみ保護者との面談によって確定する。また、年度末には、翌年の対応について次の①②の通りとする。

- ① 変更がない場合は年度末に保護者へ配付し、次年度の取組について内容を確認、押印の上、園への提出を依頼する。
- ② 対応に変更が生じる場合は、その都度(1)②に準じ、保護者から提出された書類に基づいて個別の取組プランを変更し、面談によって対応の変更等について決定する。

### Ⅲ 緊急時の対応

食物アレルギーを原因とするショック症状が発生した場合の園内対応を事前に決めておき、それに基づいた適切な対応が図れるように園内研修等でシミュレーションを実施する。

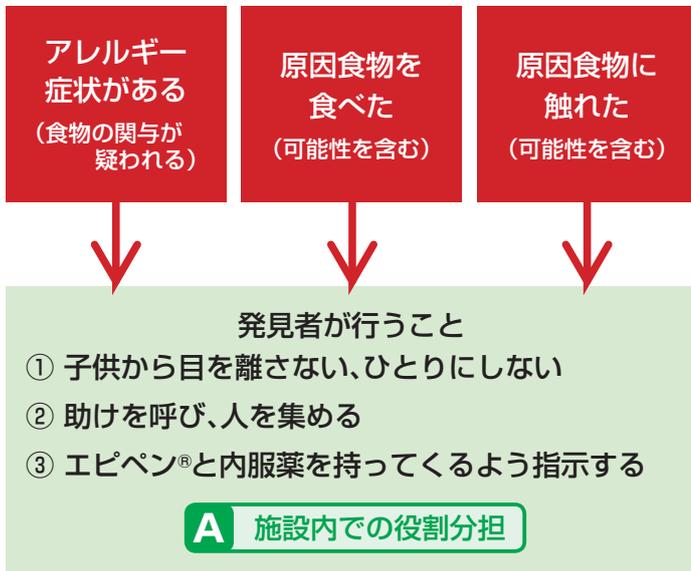
なお、緊急性の高いアレルギー症状（ぐったりする、顔面蒼白、息がしにくい、激しい腹痛、嘔吐等）が出ている場合は、速やかに救急要請（119番通報）をする。

〈緊急時の対応:東京都健康安全研究センター「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」参照〉

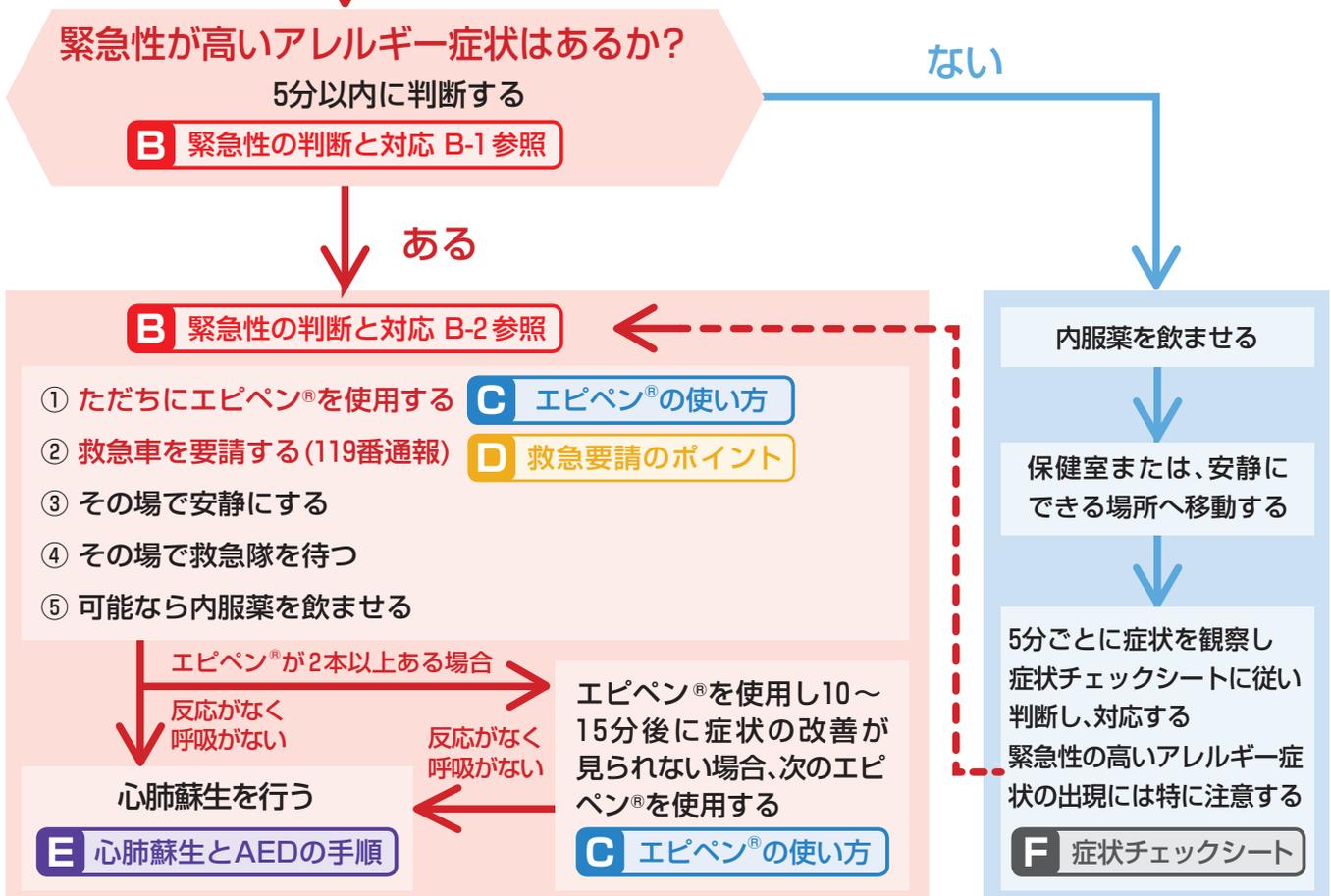
### Ⅲ 緊急時の対応

# 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

## アレルギー症状への対応の手順



アレルギー症状	
<b>全身の症状</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・意識がない</li><li>・意識もうろう</li><li>・ぐったり</li><li>・尿や便を漏らす</li><li>・脈が触れにくい</li><li>・唇や爪が青白い</li></ul>	<b>呼吸器の症状</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・声がかすれる</li><li>・犬が吠えるような咳</li><li>・のどや胸が締め付けられる</li><li>・咳</li><li>・息がしにくい</li><li>・ゼーゼー、ヒューヒュー</li></ul>
<b>消化器の症状</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・腹痛</li><li>・吐き気・おう吐</li><li>・下痢</li></ul>	<b>皮膚の症状</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・かゆみ</li><li>・じんま疹</li><li>・赤くなる</li></ul>
<b>顔面・目・口・鼻の症状</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・顔面の腫れ</li><li>・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ</li><li>・くしゃみ、鼻水、鼻づまり</li><li>・口の中の違和感、唇の腫れ</li></ul>	



# A

## 施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う

### 管理・監督者（園長・校長など）

- 現場に到着次第、リーダーとなる
- それぞれの役割の確認および指示
- エピペン<sup>®</sup>の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

### 発見者「観察」

- 子供から離れず観察
- 助けを呼び、人を集める（大声または、他の子供に呼びに行かせる）
- 教員・職員 A、B に「準備」「連絡」を依頼
- 管理者が到着するまでリーダー代行となる
- エピペン<sup>®</sup>の使用または介助
- 薬の内服介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

### 教員・職員 A「準備」

- 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- エピペン<sup>®</sup>の準備
- AEDの準備
- 内服薬の準備
- エピペン<sup>®</sup>の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

### 教員・職員 B「連絡」

- 救急車を要請する（119番通報）
- 管理者を呼び
- 保護者への連絡
- さらに人を集める（校内放送）

### 教員・職員 C「記録」

- 観察を開始した時刻を記録
- エピペン<sup>®</sup>を使用した時刻を記録
- 内服薬を飲んだ時刻を記録
- 5分ごとに症状を記録

### 教員・職員 D～F「その他」

- 他の子供への対応
- 救急車の誘導
- エピペン<sup>®</sup>の使用または介助
- 心肺蘇生やAEDの使用

# B

## 緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

### B-1 緊急性が高いアレルギー症状

#### 【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

#### 【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸  
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

#### 【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

### B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

➔ **C** エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

➔ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ➔ **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

**F** 症状チェックシート

### 安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる



# エピペン<sup>®</sup>の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

## ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け  
エピペン<sup>®</sup>を取り出す

## ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを  
下に向け、利き手で持つ

**“グー”で握る!**

## ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

## ④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン<sup>®</sup>の先端  
(オレンジ色の部分)を軽くあて、  
“カチッ”と音がするまで強く押し  
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!  
押しつけたまま5つ数える!**

## ⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン<sup>®</sup>を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

**伸びていない場合は「④に戻る」**

## ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、  
マッサージする

## 介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を  
しっかり抑え、動かないように固定する

## 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

### 仰向けの場合



### 座位の場合



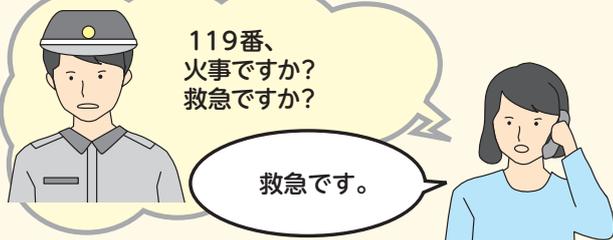
# D

# 救急要請（119番通報）のポイント

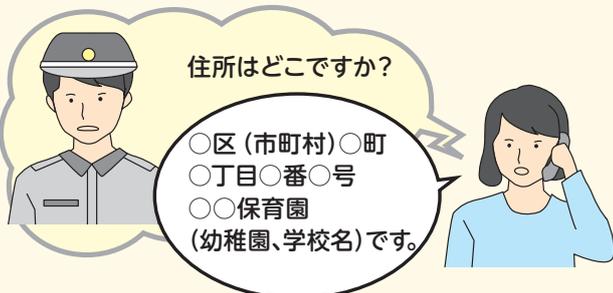
◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



## ①救急であることを伝える

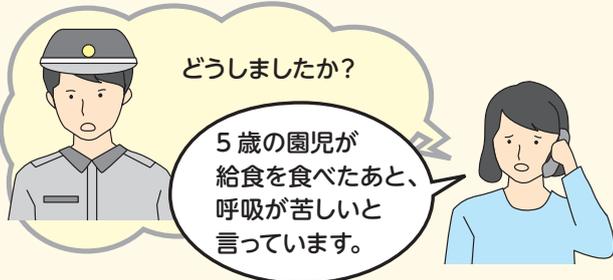


## ②救急車に来てほしい住所を伝える



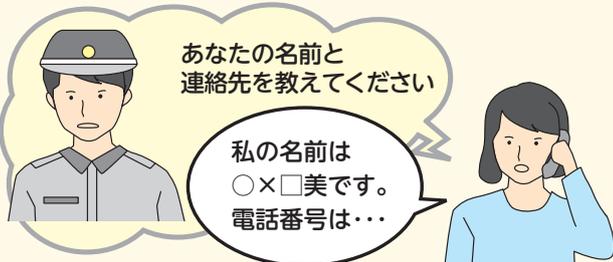
住所、施設名をあらかじめ記載しておく

## ③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える



エピペン<sup>®</sup>の処方やエピペン<sup>®</sup>の使用の有無を伝える

## ④通報している人の氏名と連絡先を伝える



119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

### ①反応の確認

肩を叩いて大声で呼びかける  
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

### ②通報

119番通報とAEDの手配を頼む

### ③呼吸の確認

10秒以内で胸とお腹の動きを見る

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

### ④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！

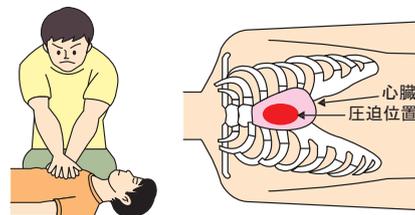
**30:2**

ただちに胸骨圧迫を開始する  
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

### ⑤AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す  
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う

#### 【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く(胸の厚さの約1/3)
- ◎速く(100~120回/分)
- ◎絶え間なく(中断を最小限にする)
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

#### 【人工呼吸のポイント】



- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

#### 【AED装着のポイント】



- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

#### 【心電図解析のポイント】



- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

#### 【ショックのポイント】



- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆  の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン<sup>®</sup>を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン<sup>®</sup>を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻( 時 分) 内服した時刻( 時 分) エピペン<sup>®</sup>を使用した時刻( 時 分)

## 全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

## 呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

## 消化器の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1～2回のおう吐
- 1～2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

## 目・口・鼻・顔面の症状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

## 皮膚の症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

上記の症状が  
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン<sup>®</sup>を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ  
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

**B** 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で  
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン<sup>®</sup>を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する  
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、  の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン<sup>®</sup>を使用する

速やかに  
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、  
注意深く経過観察

# 緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

- ☆ 保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆ 教員・職員の研修計画を策定してください。東京都等が実施する研修を受講し、各種ガイドライン※を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
- ☆ 緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆ 緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆ 緊急時にエピペン®、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆ 「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆ エピペン® や内服薬を処方されていない（持参していない）人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン® 使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項に進んで判断してください。

## ※ 各種ガイドライン

- ・「食物アレルギー対応ガイドブック」（平成 22 年 東京都福祉保健局発行）
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成 23 年 厚生労働省発行）
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成 20 年 財団法人日本学校保健会発行）

この食物アレルギー緊急時対応マニュアルは

([http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj\\_kankyo/allergy/to\\_public/](http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_kankyo/allergy/to_public/)) よりダウンロードできます。



平成25年7月初版 登録番号(28) 49

平成29年3月改定

【監 修】 東京都アレルギー疾患対策検討委員会

【編集・協力】 東京都立小児総合医療センター アレルギー科

東京消防庁・東京都教育委員会

【発 行】 東京都健康安全研究センター 企画調整部健康危機管理情報課

電話 03(3363)3487

#### IV 參考資料

# 保育園等におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー・アナフィラキシー)

名前 \_\_\_\_\_ (男・女) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生(\_\_\_\_歳\_\_\_\_か月) \_\_\_\_\_ 園 提出日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※この生活管理指導表は、保育園等の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

★保護者記入欄

病型・治療		保育園等での生活上の留意点		★保護者 ①保護者名: 電話: ②保護者名: 電話: ★連絡医療機関 医療機関名:  電話:  記載日 ____年 ____月 ____日 医師名 _____ 医療機関名 _____ 電話 _____
食物アレルギー(あり・なし) アナフィラキシー(あり・なし)	<b>A 食物アレルギー病型</b> 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他(新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群 食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他: _____)	<b>A 給食・離乳食</b> 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC欄及び下記C.E欄を参照)		
	<b>B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</b> 1. 食物(原因: _____) 2. その他(医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛)	<b>B アレルギー用調製粉乳</b> 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は( )内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット・エレメンタルフォーミュラ その他( _____ )		
	<b>C 原因食物・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 _____ 》 2. 牛乳・乳製品 《 _____ 》 3. 小麦 《 _____ 》 4. ソバ 《 _____ 》 5. ピーナッツ 《 _____ 》 6. 大豆 《 _____ 》 7. ゴマ 《 _____ 》 8. ナッツ類* 《 _____ 》 (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド) 9. 甲殻類* 《 _____ 》 (すべて・エビ・カニ・) 10. 軟体類・貝類* 《 _____ 》 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・) 11. 魚卵* 《 _____ 》 (すべて・イクラ・タラコ・) 12. 魚類* 《 _____ 》 (すべて・サバ・サケ・) 13. 肉類* 《 _____ 》 (鶏肉・牛肉・豚肉・) 14. 果物類* 《 _____ 》 (キウイ・バナナ・) 15. その他 ( _____ ) 「*は( )の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること」	<b>C 除去食品に置いてより 厳しい除去が必要なもの</b> 病型・治療のC欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 1. 鶏卵 : 卵殻カルシウム 2. 牛乳 : 乳糖 3. 小麦 : 醤油・酢・味噌 6. 大豆 : 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ : ゴマ油 12. 魚類 : かつおだし・いりこだし 13. 肉類 : エキス	<b>E 特記事項</b> (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育園等が保護者と相談のうえ決定)	
	<b>D 保育園等における緊急時に備えた処方薬</b> 1. 内服薬(薬品名: _____) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他 ( _____ )	<b>D 食物・食材を扱う活動</b> 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限 ( _____ ) 3. 調理活動の制限 ( _____ ) 4. その他 ( _____ )		

●保育園等における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育園等の職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_

食物アレルギー対応 様式一覧

様式No.	表 題	配付対象者・配付時期 等	備 考
様式1-1	園における食物アレルギー対応について	新入児保護者全員	
様式1-2	園における食物アレルギーに関する調査票	新入児保護者全員	全員回収
様式2	園生活における食物アレルギー対応に伴う書類の提出について(お願い)	食物アレルギー対応を行う園児の保護者	
様式2-1	食物アレルギー対応実施依頼書	食物アレルギー対応を行う園児の保護者	
様式2-2	食物アレルギー原因食物一覧表	食物アレルギー対応を行う園児の保護者	
様式2-3	食物アレルギー対応食 変更・解除届	食物アレルギー対応を行う園児の保護者	
様式2-4	食物アレルギー対応指示書	新規に食物アレルギー対応を行う園児の保護者 継続して食物アレルギー対応を行う園児の保護者	医師記載(診断書)
(参考)	保育園等におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフラキシー)	新規に食物アレルギー対応を行う園児の保護者 継続して食物アレルギー対応を行う園児の保護者	医師記載
様式3	食物アレルギー対応食を実施するにあたって	食物アレルギー対応を行う園児の保護者 様式2とあわせて配布	
様式4	個別の取組プラン	食物アレルギー対応を行う園児	
様式5	園給食における食物アレルギー対応者一覧表	年度当初に作成 市教委こども課へ報告	全職員で情報を共有する
様式6	アドレナリン自己注射薬(エピペン)所持情報提供書	年度当初に作成 市教委へ報告 消防本部へ情報提供	
様式7	特定食物除去等対応実施依頼書	食物アレルギー以外(乳糖不耐症、身体器官の特徴等により)で 食物の摂取制限があり、対応を希望する保護者	様式2-4とセットで渡す
様式8	食物アレルギー対応継続確認の書類の提出について(お願い)	現在対応者の保護者 継続した対応の確認依頼 12~1月頃配布し、3月末までに翌年度の対応方針を決定する。	様式2-4とセットで渡す
様式9	行事前健康調査票(様式例)	行事等がある場合、事前に該当者へ配付	(内容については、適宜編集し使用可)
様式10	食物アレルギー対応連絡表	食物アレルギー対応者	